



契約時、納税に関わる資料

# 確定申告について

株式会社千葉コンサルタンツ

## 目次

### 初めに

#### 確定申告とは？

1. 確定申告が不必要な人とは
2. 確定申告が必要な人とは（納税額が増える場合あり）

#### 確定申告のメリット・デメリット

#### 確定申告の流れ

1. 情報を集める
2. 申告に必要な書類を収集し、チェックする
3. 申告書入手して作成する
4. 管轄の税務署に申告書を提出する
5. 税金を納める（または還付される）
6. マイナンバーカード（マイナンバー情報）が必要
7. 参考url

### まとめ

## 初めに

通常、会社員であれば「年末調整」により、給与から天引きされている所得税の過不足を計算して精算が完了します。

しかしながら、2カ所以上から給与を受け取っていて、主ではない給与が20万円以上の場合や事業所得がある方の場合、確定申告が必須となります。

確定申告は、所得にかかる税金（所得税及び復興特別所得税）の額を計算し、税金を支払うための手続きですが、確定申告せずに放っておくと、本来納めるべき税金に「加算税」や「延滞税」がプラスされて納税金額が高くなってしまったり、様々な事由により払いすぎていた税金が戻ってくることもなくなってしまいます。

ここでは、確定申告について、ご紹介します。

納税並びに節税にお役立ていただければ幸いです。

## 確定申告とは？

確定申告とは簡単にいうと、一人一人の年間の税金を確定させ申告することです。税金の額は勝手に決まるものではなく、あなた自身が申告し決めるものなのです。

申告該当期間は1月1日から12月31日。

申告期間は該当期間の翌年2月16日から3月15日までです。

つまり、1月から12月の収入分の税金額を計算し、翌年の2/16～3/15に申告します。その内容で翌年の国民健康保険料や住民税が確定します。

確定申告は会社に所属している一般的な従業員（給与所得者）であれば、会社が代わりに手続きを行ってくれます。そのため、確定申告は以下の3パターンに分かれます。

1. 確定申告が不必要な人
2. 確定申告が必要な人（納税額が増える場合がある）
3. 確定申告をした方が良い人（納税額の還付を受ける場合がある）

以下に、確定申告が必要な人、確定申告が不必要な人、確定申告をした方が良い人の条件をそれぞれご紹介したいと思います。

## 1. 確定申告が不必要な人とは

まずは一番わかりやすい、確定申告をする必要がない人です。前述した通り、会社に所属して給与を得ている従業員は、ほとんどの方が確定申告を自分でする必要はありません。

確定申告が不必要な人は以下の通りです。

- ・ 会社に所属している従業員で会社が年末調整を行ってくれている人
- ・ 所得が少額（基礎控除のみで38万円以下）の人
- ・ 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その他の所得金額が20万円以下の人

## 2. 確定申告が必要な人とは（納税額が増える場合あり）

確定申告が必要な人は、給与所得者とそれ以外の所得者に分かれます。

（会社に所属する給与所得者の場合）

- ・ 給与収入が2,000万円を超える人
  - ・ 給与所得以外に副収入があり、その所得だけで20万円を超える人
  - ・ 2か所以上の会社から一定額の給与を得ている人
  - ・ 個人事業主の使用人などで源泉徴収が行われていない人
- などです。

(給与所得の有無に関係なく確定申告が必要な場合)

- ・ 個人事業主の事業所得やアパート経営などの不動産所得がある人
- ・ 年金等の収入がある人
- ・ 不動産やゴルフ会員権などの譲渡売買をして、所得が発生した人
- ・ 株取引などで一定の利益を得た場合

(申告をしたほうがいい場合 “還付申告”)

- ・ 年間10万円を超える医療費を支払った場合
  - ・ 災害や盗難にあつて住宅や家財に被害を受けた場合
  - ・ 国や地方公共団体などに寄附した場合
  - ・ 住宅ローンを組んで住宅の購入などをした場合
  - ・ 中途退職後、再就職をしていない場合
  - ・ 所定の要件を満たすマイホームの売却損失が出た場合
- などがあります。

「副業で所得があるけど、個人事業主じゃないし大丈夫かな。」と勘違いしている方もいますが、副業や個人事業主という形が重要なのではなく、一定以上の所得が発生しているかどうか重要です。不明な場合は所管の税務署にご確認ください。

## 確定申告のメリット・デメリット

納税は義務ですので、デメリットによって申告するしないを決めるわけではありませんが、確定申告のメリットは何とんでも払い過ぎた税金が戻ってくることです。また申告することで住民税が安くなる場合があります。さらに、税金がかからないお金の適用（控除）を受けられるということです。（医療費や住宅取得に関すること、家族構成が変わったり、災害や盗難などでも税金がかからなくなる場合があります。）

確定申告のデメリットは、これまで黙っていればわからなかった副業などで得た収入も課税の対象として明らかになります。

しかしながら、会社員やフリーランスの人は給与や報酬を受け取る際に、そこから「源泉徴収（所得税を天引きするシステム。多くの労働者は確定申告をする前から、すでに所得税を納めているわけです）」のための金額を差し引かれています。

源泉徴収で納める税金はあらかじめ多く設定されていますので、確定申告や年末調整を経ることで、「源泉徴収で納めた税金」と「あなたの正しい納税額」との差額分の還付を受けられるわけです。

面倒だからと軽い気持ちで申告しないよりも、余分に取り戻した税金を取り戻すようにしましょう。

## 確定申告の流れ

まず確定申告の流れを簡単に紹介すると、次のようになります。

“情報を集める（日々の取引/領収書の管理）” → “申告に必要な書類を収集し、チェックする（支払調書・源泉徴収票、保険などの控除証明書、医療費控除のための領収書）” → “確定申告申告書を入手して作成する” → “国民健康保険料や医療費など、控除になるものを計算する” → “管轄の税務署に申告書を提出する” → “税金を納める（または還付される）”

難しそうに思える確定申告も、実はこの6つの流れで完了です。次に、各流れのポイントを一つずつ記載します。

### 1. 情報を集める

確定申告のはじめの行程は「情報を集める」ことなのです。具体的にどんな情報を集めれば良いのでしょうか。

・ 自分が住んでいる地域を管轄する税務署の住所や電話番号

初めて申告される方は、お住まいの地域を管轄する税務署がどこにあるかご存知ない場合もあるのではないのでしょうか。また、引越をされた方もこの情報確認は大切です。確定申告書類はお住まいの地域を管轄する税務署に提出するため、事前に確認しておきましょう。



・ その年の正確な確定申告の時期

例年2月16日から3月15日の間とされていますが、特に重要なのは確定申告の期限日です。これを過ぎたら余計に税金を払わされることとなりますから注意しましょう。  
(基本的には3月15日が期限ですが、15日が土日の場合は次の月曜日が期限となります。)

・ 確定申告に該当しそうな事項がないかの確認

事業を営んでいない方でも例えば「長期で入院した」、「自然災害や盗難にあった」、「ふるさと納税をした」、「ローンで住宅を購入した」、「扶養家族が増えた」といった方は確定申告をしたほうが良いので、確定申告に該当しそうな事項がないか事前に確認しましょう。

(なお、「私は確定申告が必要か」といったことは、最寄りの税務署に相談すれば丁寧に回答してくれます。)

2. 申告に必要な書類を収集し、チェックする

確定申告の次の行程になるのが、「申告に必要な書類を収集し、チェックする」ことです。ここでの「書類」とは、下記が主なものとして挙げられます。

・ 源泉徴収票、支払調書といった収入に関する証明書

・ 領収書やレシート、明細書 ・ 各種控除の証明書 (例:生命保険の控除証明書、盗難事故にあった場合は事故証明書等)

・ 家計簿等の詳細なメモ書き等

ポイントは、必要書類に漏れが本当はないか丁寧に確認することと、書類の三つ目にあるとおり家計簿であっても詳細なメモがしてあるものなら書類として有効になるという点です。

例えば、医療費控除について考えてみましょう。病院へ通院した際の交通費は領収書がなかったとしても、診察や治療目的で何月何日に病院へ通院した際支出した交通費であるかがわかる情報が記載されていれば、医療費控除として認められます。従って、領収書だけでなく、そうしたメモを詳細に残すように心掛けておくことも確定申告をするうえでとても大切だと言えます。

### 3. 申告書入手して作成する

次の行程は「申告書入手して作成する」ということです。入手方法ですが、最寄りの税務署に行けば申告書は貰えますし、確定申告書類の郵送を依頼することもできます。また、国税庁のサイトには「確定申告書作成コーナー」というサイトがあり、ここでは直接入力することでそのまま申告書を作成することもできます。（申告書の作成方法は、サイト等を利用すれば画面の指示にそって作成することができますが、不慣れでよくわからないという方は、できるだけ早めに申告書入手した上で税務署を訪問し、書き方について細かくアドバイスを受けると良いでしょう。）

また、最近では確定申告ソフトなどもありますので、ネットからや市販のソフトを使って申告書類を作成する方法もあります。大概のソフトはステップに沿って必要事項を記入すれば、プリントアウトするだけで確定申告書類が完成するようになっています。ステップの中には、医療費控除や生命保険、ふるさと納税など、各種控除に関する確認もあるため、自分が該当する控除の抜け漏れを防ぐこともできるようです。

#### 4. 管轄の税務署に申告書を提出する

最後の行程は、「管轄の税務署に申告書を提出する」です。提出方法には他にもe-Taxというすべてオンラインで提出する方法や郵送で行う方法もありますが、不慣れな方は税務署で相談でき、確認もしてもらえるので、税務署に出向いて提出した方が安心だと言えます。（最近では税務署での提出時にe-Taxで提出する自治体などもありますので、これも所管の税務署に確認したほうがいいでしょう。）

#### 5. 税金を納める（または還付される）

申告書の作成が完了すると、納める税額が計算されますので、提出時の手続きを指示通りに行ってください。（納める期限を忘れないようにご注意ください。）

ポイントは提出した後で税務署からお呼びがかかり、修正申告が必要になるといったが生じないように、“不足している書類は本当はないか” “書き漏れや不備が生じている書類は本当はないか”を、念には念を入れてチェックしてから提出する、ということに尽きます。

また、確定申告ソフトなどを使えば、控除関係の抜け漏れや記入の不備を防ぐことができるでしょうし、e-Taxと連携しているソフトやサービスもあるようですので、税務署に行かずに確定申告を完了させたい方にもお勧めです。

確定申告のシーズンになると税務署が大変混み合いますので、余裕を持って確定申告の準備を行い、相談したい場合はできるだけ早めに税務署へ相談できるようにすることもポイントですし、シーズンには日曜も受け付けている税務署などもありますので、ご確認ください。

6. マイナンバーカード（マイナンバー情報）が必要  
申告時には、マイナンバー情報の記入欄がありますので、ご準備ください。

7. 参考url

[http://www.riocompany.jp/kakutei\\_portal/index.html](http://www.riocompany.jp/kakutei_portal/index.html)

[https://allabout.co.jp/feature/sp\\_kakuteishinkoku/](https://allabout.co.jp/feature/sp_kakuteishinkoku/)

## まとめ

納税は義務ですので、ある一定の所得のある方は、税金を納めることとなります。しかしながら、“節税”をすることは、違法でも何でもありません。

ご自身で、納税額を計算する「確定申告」制度を利用するのであれば、控除項目を理解し、年末に届く保険会社からの控除証明を保管しておくとか、医療費の領収証を整理しておくとか、生まれ故郷に“ふるさと納税”するなど、日ごろから気を付けておくだけで払いすぎた税金が戻ってくる場合や翌年の納税額が変わってくる場合があります。

わからない部分は、所管の税務署に確認いただくと、丁寧に教えてもらえます。

正しい知識と正しい方法で、確定申告を行ってほしいと思います。